平成２７年（フ）第１４０号
大阪市住之江区粉浜西１丁目12番23―1109号
破産者　アトリエ林こと　林　　保夫
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１９号
大阪市東淀川区豊新１―４―33三賀マンション413、開始決定時兵庫県川西市鴬台２丁目８番地の６
破産者　岡田　　大
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４０号
京都府城陽市寺田西ノ口28番地の２
破産者　竹島　　清
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９９６号
大阪市生野区中川３丁目３番11―1107号
破産者　船木　優子
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３７号
兵庫県明石市和坂12番地の12　生頼ビル701号、開始決定時の住所兵庫県明石市藤江1191番地の８　コスモ西明石904号
破産者　松山　賢一
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７０号
兵庫県西宮市南甲子園２丁目23―６　二葉住宅101、開始決定時の住所兵庫県西宮市甲子園網引町１番６号
破産者　瀬尾　祐司
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７９号
兵庫県西宮市里中町１丁目７番29号
破産者　松本　　勝
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４８０号
兵庫県尼崎市崇徳院３丁目８番地、前住所鹿児島県指宿市西方2450番地
破産者　東中川秀昭
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０６号
大阪府大阪市中央区南本町２―６―22　プルミエール南本町502号室、開始決定時の住所香川県高松市屋島西町878番地26
破産者　吉田　典生
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５５６号
福岡市西区姪の浜１丁目８番５号
破産者　岩崎　好文
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３４８号
福岡市西区下山門団地34番205号
破産者　入江　一孝
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６１９号
福岡県大野城市旭ケ丘１丁目５番２―303号プレシャスレーヴ
破産者　渕上　広輝
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５１号
福岡市早良区四箇１丁目１番８―101号、開始決定時の住所大分県中津市中央町１丁目８番26号
破産者　倉光　邦明
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０２号
仙台市泉区将監５丁目２番38―16号
破産者　千葉　始克
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２９３号
埼玉県草加市金明町1036番地　サンビレッジＴＡＮＡＫＡ　Ｄ―202号、開始決定時の住所埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根275番地７
破産者　田柳　昌紀
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２９４号
埼玉県八潮市緑町１丁目13番地８　セレーノ八潮203、開始決定時の住所埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根275番地７
破産者　田柳　利行
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係